

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することにより、経営の効率化を図るとともに、コンプライアンスとしての経営監視機能の充実を重要課題としております。またステークホルダーに対する経営の健全化と透明化を高め、経営理念を効果的に実現することが、社会への貢献とステークホルダーへの責任を果たすことであると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
マルハニチロ株式会社	631,972	8.94
合同会社M&S	518,700	7.33
株式会社極洋	413,883	5.85
浜銀ファイナンス株式会社	327,493	4.63
株式会社横浜銀行	326,258	4.61
株式会社岡三証券グループ	252,000	3.56
東都水産株式会社	210,000	2.97
横浜冷凍株式会社	207,881	2.94
株式会社ニチレイフレッシュ	194,250	2.74
横浜丸魚社員持株会	152,777	2.16

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

上記大株主の状況においては、所有株式数及び割合について自己株式194,572株を控除して記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
太田 嘉雄	他の会社の出身者													
堀 晶子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
太田 嘉雄		過去にメインバンクの代表取締役に就任していましたが、既に退任して10年以上が経過しており、また当社は借入金そのものがありませんので、独立役員対象者と当社との関係は独立性が確保され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定致しました。	株式会社浜銀総合研究所代表取締役社長など、要職を歴任される中で培った経営全般にわたる知識と経験から適切な助言を得られると判断したため選任いたしました。
堀 晶子			過去に会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていただきたいため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査人から監査計画の説明、実施状況の報告を受けるとともに、監査に立会うなど情報交換の機会を設け、監査上の留意事項についての意見交換を行っております。なお、当社の会計監査人は有限責任監査法人トーマツであります。
また、内部監査部門との連携については、内部監査部門より内部統制及びコンプライアンスの観点で、組織の内部管理体制を総合的、客観的に評価した内容と業務改善について意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
牛嶋 素一	他の会社の出身者													
粟山 治	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
牛嶋 素一		過去にメインバンクの業務執行者でありましたが、既に退任して10年が経過しており、また当社は借入金そのものがないので、独立役員対象者と当社との関係は独立性が確保され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定致しました。	株式会社アルプス技研代表取締役社長など、要職を歴任される中で培った経営全般にわたる知識と経験を当社の経営全般の監査に活かしていただけると判断したため選任いたしました。

栗山 治	現在、マルハニチロ株式会社の業務執行取締役であります。	マルハニチロ株式会社の業務執行取締役であり、これまで培ってきたビジネス経験や幅広い見識を社外監査役として引き続き当社の監査に反映していただけると判断したため選任いたしました。
------	-----------------------------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員指定について、当社顧問弁護士に確認したところ、各氏と当社との関係は独立性が確保され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、株主総会後の取締役会にて決定した年棒を給与と考えており、業績連動型報酬制度やストックオプションの導入は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

開示手段については有価証券報告書を採用しております。開示状況といたしましては、全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役に対する報酬の総額は、81,915千円であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

業務遂行に必要な情報が随時取得できるよう、主として総務部が窓口となり、適宜調査・提供が可能な体制となっております。また、取締役会における経営判断に対する監督・助言に資するため、予め担当部門から議案・資料等が通知されるなどのサポートが行われております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役2名、非常勤の社外監査役2名で構成しております。また、取締役会は、5名の常勤取締役と非常勤の社外取締役2名の7名で構成しております。また、業務執行の迅速化及び責任の明確化により、経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。

取締役会は、月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令に定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定しております。また、経営幹部会として、常勤取締役及び執行役員により月2回開催しており、会社の方針に基づき業務執行を明確化するための決定機関としております。

監査役は、取締役会及び経営幹部会に出席し意見を述べるほか、内部監査及び監査法人の監査への立会いをすることにより、取締役の業務執行の妥当性、効率性などの経営監視を実施しております。

また、必要に応じて経営企画会議を役付役員で開催し、経営、営業全般についての方針決定及び経営計画の立案事項を検討しております。

さらに、当社は金融商品取引法に基づく会計監査について、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計における適正性を確保しており、内部統制の整備・運用・評価についても随時指導・助言を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を2名、社外監査役を2名、それぞれの職歴、経験、専門知識を活かした中立的第三者の立場からの経営の監督、監視機能を強化しており、経営に対する客観性及び透明性を確保した十分なガバナンス体制を維持できると考えております。

また、執行役員制度を導入することにより、経営環境と構造の変化への即応、経営の意思決定・業務執行の迅速化及び責任を明確にし、より一層の経営効率及び経営基盤の強化ができると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第83回定時株主総会招集通知は、2019年6月7日に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	【掲載URL】 http://www.yokohama-maruuo.co.jp/ 【掲載資料】決算情報	
IRに関する部署(担当者)の設置	【IR担当部署】IR室 【IR担当事務連絡責任者】IR室 室長 大和周治	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の中期経営計画横浜丸魚グループMMプランにおいて、会社の目的と役割を明確にし、「GOOD Relation Maruuo」をスローガンに様々なステークホルダー(利害関係者)との間において、より良いリレーションを築きWIN - WINの関係を目指します。
環境保全活動、CSR活動等の実施	未利用魚の流通開拓。本来廃棄されるサイズの小さい魚を有効活用し、新たな商品の開発、製造を行っております。また、磯焼けにより発生している身入りのないウニに廃棄用キャベツを与え、育成している。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正性を確保するための体制」として、取締役会で決議した事項は次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

当社は、「横浜丸魚株式会社経営理念」及び「コンプライアンスに係わる規程」を整備し、倫理法令遵守に必要な体制を構築しています。財務諸表の作成にあたり、財務担当役員、監査役及び会計監査人の間で主要な会計方針等の事前協議を行っており、財務諸表をはじめとした証券関係法令等に基づく企業情報の開示については、社内規程に基づく必要な社内手続きを経たうえで取締役会等で決定しています。

その他、内部監査部門により、法令・社内規程等への適合性について、会社業務全般を対象に監査を行っています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書又は管理情報の保存及び管理の方法を定めた規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を記録し、保存しています。今後は、常に見直して改善に努め、更に高度な体制を構築してまいります。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行取締役、執行役員及び各部門責任者が担当業務に関するリスク管理を行い、適宜に常設又は臨時の会議体で関係組織の責任者にその状況を報告することにより、リスクの現実化の未然防止と発生時の迅速な対処を可能としています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程に基づく意思決定ルール及び職務権限の整備並びに取締役会による中期経営方針及び事業計画の策定のほか、取締役及び執行役員等で構成する会議体の設置等により、取締役の職務執行の効率化を図っています。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の内部統制システムの運用については、各部門責任者の責任のもと各部門が自律的にマネジメントを行うことといたします。総務部門は、会社全体の内部統制システムの構築・運用を企画・推進いたします。社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負います。法令違反行為等を行った社員については、就業規則に基づき懲戒処分を行います。

社員及びその家族、請負先社員等から業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用いたします。法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配布等、社員に対する教育制度を整備・充実いたします。

6. 会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、「横浜丸魚株式会社経営理念」に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行います。当社取締役、部門責任者及びグループ会社社長は、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底いたします。

また、グループ会社に企業倫理担当役員を設置し、経営幹部に関わる問題事態を当社に適時報告することとしており、当社は必要な指導等を行います。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務遂行を補助する専任の使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、評価等について、監査役会に事前に説明し、その意思を尊重し、対処します。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人には、会社の業務執行に係る職務を兼務させず、取締役からの独立性を高めます。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役の職務の遂行に必要なものとして求められた事項について、速やかに監査役または監査役会に報告を行っています。

10. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役からの求めに応じて、代表取締役は監査役との定期的な意見交換の場に出席し、適時に重要な情報を共有できるようにしてまいります。また、当社の取締役及び使用人は、監査役からの求めに応じて、常に現状よりも効果的な報告に関する体制の構築に努めております。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従って、健全な内部統制環境の保持に努めてまいります。また、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また、不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力排除を目的とした、神奈川県企業防衛対策協議会に加盟しており、同協議会、所轄警察署、顧問弁護士等と情報の収集・交換を綿密に実施しています。

反社会的勢力との関係遮断の重要性を役職員一人一人に強く意識させることを目的として、役職員向けに反社会的勢力の対応策等に関する社内研修等を定期的実施し、反社会的勢力との関係遮断を含めコンプライアンスを遵守する会社風土を育てていきます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項